

小田原市監査委員公表第4号
平成29年3月29日

小田原市監査委員	岡本重治
小田原市監査委員	数馬勝
小田原市監査委員	大川裕

定期監査（Ⅲ）の結果公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成29年1月16日から同年3月27日まで

3 監査対象部課等

総務部（市税総務課、市民税課、資産税課）、市民部（地域安全課）、文化部（図書館）、子ども青少年部（子育て政策課）、経済部（産業政策課、水産海浜課）、都市部（建築指導課、開発審査課）、出納室、水道局（営業課、給水課、工務課、水質管理課）、監査事務局、農業委員会事務局

4 監査の対象

主として平成28年4月から12月までの収入・支出等の財務事務の執行

5 監査の方法

各対象課等から関係書類の提出を求め、書類を審査するとともに関係職員から事情聴取を行った。

6 監査の結果

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において以下のとおり指摘すべき事項が見受けられた。

（1）収入事務

- ・刊行物販売代金について、調定が漏れているものが見受けられた。（図書館）
- ・前回監査で指摘した児童扶養手当過払金の未返納者に対する督促を今回も行っていないかった。（子育て政策課）
- ・市場施設使用料について、規則で定められた納期限で徴収をしていないものが見受けられた。（水産海浜課）

（2）支出・契約事務

- ・防犯灯維持管理費補助金について、額の確定が行われておらず、また、実績報告書の提出を補助事業者から受けていないものが見受けられた。（地域安全課）
- ・臨時的任用職員については、6か月を超えない期間で任用を行うことができ、その後、6か月を超えない期間で更新をするところ、初めから任用期間を1年間としていた。（農業委員会事務局）